

取締役会改革と役員の法的責任 ～グループ経営時代を踏まえて～

- 【日 時】 2017年 11月 6日 (月) 13:30～ 17:00
- 【会 場】 「企業研究会セミナールーム」 (東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分
- 【講 師】 成和明哲法律事務所 弁護士 公認会計士 樋口達氏
- 【対 象】 会社役員の方もしくは法務部門、監査部門、経営企画部門等に所属され、
取締役会改革と会社役員の法的責任について実務の観点から学びたい方
- 【参加料金】 正会員： 32,400円 (本体価格30,000円)
一 般： 35,640円 (本体価格33,000円)

- 【参加要領】 当会ホームページから簡単にお申し込みもできますので、是非ご利用ください。
書面にてお申し込みの場合は下記申込書にご記入の上、下記宛 FAX または E-mail にてお送りください。
お申し込み後、(開催日1週間～10日前までに) 受講票・請求書をお送りします。
※最少催行人数に満たない場合には、中止とさせて頂く事もありますので、ご了承ください。
※お申し込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますので、お申込み者をご出席できない場合には、代理の方のご出席をお願い申し上げます。
※セミナーに関するお問い合わせは弊会ホームページより [セミナー・会員研究会] → [よくあるご質問 (FAQ)] をご参照下さい。
※別番号への誤送信が増えています。申込書をご送信頂く際は FAX 番号をお間違えないようにご注意ください。

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局

(担当) 鈴木 E-mail: a-suzuki@bri.or.jp

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 (麹町M-SQUARE2F)

TEL: 03-5215-3513 FAX: 03-5215-0951

◆ 申込書 ◆

171595-0303	11/6 開催	取締役会改革と役員の法的責任	
会社名			
住 所	〒		
T E L		F A X	
部 課		フリガナ	
役 職		お名前	
e-mail			
部 課		フリガナ	
役 職		お名前	
e-mail			

※申込書にご記入頂きました個人情報、本件に関する確認・連絡及び弊会主催のご案内をお送りする際にご利用させていただきます。

取締役会改革と役員の法的責任 ～グループ経営時代を踏まえて～

【開催にあたって】

「取締役会のあり方」が問われています。コーポレートガバナンスに対するステークホルダーの関心の高まりの中で、コーポレートガバナンスの中核を担う取締役会の改革は急務となっています。

最近、トピックとなっている相談役・顧問制度に対する動向についても注視する必要があります。

一方で、企業経営が多角化、グローバル化する中で、子会社・関連会社を多数抱える企業が増え、いわゆるグループ経営が当たり前の時代となっていますが、そのリスクとして、グループ会社による不正・不祥事が発生した際は、親会社のレピュテーションのみならず、業績等にも大きな影響が及んでしまうことがあります。

グループ会社をどのように管理するかは、企業にとって、最重要課題の1つと断言していいでしょう。

そこで、本セミナーでは、このようなグループ経営時代を踏まえ、取締役会を中心に、企業のガバナンスをどのように改革していくべきか、また、そこから派生する役員の実務的責任等への影響など、実務的に問題となる点について解説していきます。

月日	時間	内 容
11月6日(月)	13:30 途中休憩有 17:00	<p>1 コーポレートガバナンスをめぐる近時の議論の流れ ～取締役会に関する論点を中心に～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本再興戦略 2017 ・経済産業省CGS報告書の公表およびCGSガイドラインの策定 ・監査法人のガバナンス・コードの確定 ・スチュワード・シップコードの改訂 ・会社法改正の議論 など <p>2 取締役会の役割・責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高経営責任者の選解任 ・役員報酬 ・相談役・顧問制度 <p>3 取締役会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議事項 ～取締役会付議基準のあり方～ ・審議の活性化のための取組み 適切な審議項目の設定など ・情報収集 ～不正・不祥事関連情報の入手～ 内部通報制度の活性化 <p>4 取締役の責任</p> <p>(1) 取締役の善管注意義務とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営判断の原則 ・内部統制構築義務 ・グループ経営における子会社管理責任 <p>(2) 取締役の取るべき行動 ～ケースに分けて、裁判例を分析・検討～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に不正が行われていることを認識 ・不正の兆候を発見 ⇒ 取締役にどのような義務が発生するか？開示は？責任を問われないポイントは？ ・不正の兆候を認識していなかった場合 ⇒ 責任が発生しないと言えるのか？ 注意すべきポイントは？ <p>5 取締役会評価</p> <p>課題抽出のためのプロセス : 目的・主体・項目・時期など</p> <p>6 まとめ</p>
		<p>成和明哲法律事務所 弁護士 公認会計士 公認不正検査士 樋口 達 氏</p> <p>〔講師ご略歴〕 1993年東京大学経済学部経済学科卒。1993年監査法人トーマツ入所。1997年公認会計士登録 2002年弁護士登録 2012年公認不正検査士登録 青山学院大学非常勤講師（「企業再編の法と実務」平成18年度～）〔主な著書〕「コーポレートガバナンス・コードに対応した招集通知・議案の記載例」「コーポレートガバナンス・コードが求める取締役会のあり方」「会計不正が株主総会に与える影響の事例分析」（別冊商事法務No.390）「法務Q&A 会計不正 対応と予防のポイント」「会社役員が知っておきたい 会計不正のはなし」「IFRSで企業法務が変わる」（中央経済社）「取締役の善管注意義務のはなし」「新会社法 企業再編の要点」（商事法務）「敵対的買収と企業防衛」（日本経済新聞社）『100分でわかる企業法務』（角川Oneテーマ21）など</p>